

## 当社子会社に対する是正命令に関するお知らせ

本日、株式会社商船三井（社長：橋本 剛、本社：東京都港区）の子会社である商船三井クルーズ株式会社（社長：上野 友督、本社：東京都港区、以下「商船三井クルーズ」）は、本船上の船員労働時間にかかる労務管理記録簿適正記載と労働時間上限順守に関して、国土交通省関東運輸局より船員法第 101 条第 1 項に基づく是正命令（以下「本命令」）を受けました。下記および別紙にて、行政処分の内容についてお知らせいたします。

当社グループ全体で本命令を厳粛に受け止め、ステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。関係者の皆さまの信頼回復に向け、是正措置を講じるとともに、再発防止に努めてまいります。

尚、本件による 2024 年 3 月期通期の連結業績に与える影響は軽微であります。

## 記

## 1. 本命令の対象

名 称：商船三井クルーズ株式会社

所在地：東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 11 階

## 2. 違反内容

- (1) 船員の労務管理記録簿に時間外労働時間数が法令上限を超えないように修正する虚偽記載があったこと
- (2) 本社保管の報酬支払簿の記載が上記(1)に基づくものとなっていたこと
- (3) 虚偽の時間外労働時間数に基づく割増手当を記載した報酬明細を船員に発行したこと
- (4) 法令で定める時間外労働時間の上限を超える作業従事があったこと
- (5) 監査の際、当局要請に対し虚偽記載の労務管理記録簿を提出したこと

## 3. 是正命令の内容

- (1) 労働時間の上限を遵守すること
- (2) 労務管理記録簿、報酬支払簿及び給与その他の報酬の支払いに関する事項を記載した書面について、虚偽記載を行わないこと
- (3) 労務管理記録簿の虚偽記載の経緯を含めた全容を明らかにするための社内調査を実施すること
- (4) 法令遵守のための改善策を講じること
- (5) 命令の日から 14 日以内に調査結果及び改善策を報告すること

なお、上記に関するお問い合わせにつきましては、商船三井クルーズ 経営統括部（050-5482-0860）までお願い致します。

以上

<別紙>

処分理由の詳細

内容	関係法令
当社が、船員の労務管理を行う主たる事務所（以下、本社）に備え置く労務管理記録簿において、法令で定める労働時間の上限を超えないように修正した虚偽の労働時間を記載したこと。	船員法第 67 条第 1 項 船員法施行規則第 45 条第 1 項第 4 号 船員法第 131 条第 1 項第 5 号
当社が、本社に備え置く報酬支払簿において、割増手当の項目に、虚偽の記載をした労務管理記録簿に基づく時間外労働時間数で計算された割増手当の額を記載しており、実際の労働時間に基づかない虚偽の割増手当額を記載したこと。	船員法第 58 条の 2 船員法施行規則第 4 2 条第 1 項 船員法第 131 条第 1 項第 5 号
当社が、給料その他の報酬の支払いに関する事項について、虚偽の時間外労働時間数を記載し、虚偽の時間外労働時間数に基づく割増手当の額を記載した給与その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面を交付したこと。	船員法第 53 条第 3 項 船員法施行規則第 40 条の 2 第 1 項第 1 号 船員法第 131 条第 1 項第 2 号
当社が、令和 4 年 12 月、令和 5 年 8 月及び 9 月に少なくとも 4 名の船員に労働時間の限度（1 日当たり 14 時間、又は 1 週間当たり 72 時間）を超えて、作業に従事させたこと。	船員法第 65 条の 2 第 3 項 船員法第 130 条
当社が、令和 5 年 8 月 28 日及び 9 月 18 日の監査において、船員労務官からの帳簿書類の提出要請及び質問に対し、虚偽の記載をした労務管理記録簿を提出させ、及び虚偽の申述をさせたこと。	船員法第 133 条第 2 項第 5 号